

第 25 回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成 29 年 4 月 22 日（土）、ゆうちょ財団主催の「第 25 回 知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が、札幌市の「道民活動振興センター かでる 2・7」を会場に開催されました。

今回の講座は、「障がいがある子を持つ親のための『信託』という選択肢」をテーマに、講師は高伊 FP 社労士事務所代表の高伊茂氏が務められました。

今回の講座のテーマである「信託」というと「財産を持っている人が利用するものでしょ」「お金がないから関係ない」という反応が少なくありません。

ところが、信託というものは非常に幅広く、上手に活用すれば、財産の移転がスムーズにいくというメリットがあります。

講師は長年、信託銀行に勤務した経験を踏まえ、信託の特性を理解し、上手に活用するための方法を説明しました。

最初は、信託銀行と銀行との違い、信託銀行の仕事の内容などの基本事項から説明し、信託銀行がそれほど敷居が高いものではないということを理解していただきました。

遺産配分の考え方として、講師は、民法第 906 条「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状況及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」を挙げ、遺産配分は「思いやりの遺言」「譲り合いの遺産分割」が基本的考えであることを強調しました。

新しい信託商品である「特定贈与信託」「生命保険信託」「民事信託」などは、信託銀行などもそれほど熱心に PR もしておらず、なじみのないものですが、障がいのある子に財産を移転する際に、活用できるものであることも、上手に説明されました。

参加者からは「信託が利用できることが分かった」「信託が初めて理解できた」という感想を多くいただきました。



次回の金融教育支援員セミナーは、平成 29 年 5 月 20 日（土）に鹿児島市で開催します。多くの方の参加をお待ちしています。